松本市監査委員様

松本市長 臥雲 義尚

包括外部監査結果に基づく措置について(通知)

令和5年1月27日付けの包括外部監査の結果通知について、次のとおり措置を講じた ので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

対象所属	監査の結果	措置/ 対応状況	内容
公共施設マネ ジメント課 財政課 契約管財課 (p.17)	第2 選定した特定の事件の概要 I 市が管理する財産 5 市の財産管理と情報システムうに省略) 1) 公本 音報 を 一 を で で で で で で で で で で で で で で で で で	対応状況	ご指摘の各台帳等は、財産管理についての台帳という共通点はありますが、それぞれ台帳整備の目的は異なり、独自に管理してきた経過があります。 台帳間のデータの突合については新規の取組事項となりますので、まずは、それぞれの台帳整備の目的を果たすことを前提とした上で、登録データの適正性、整合性の確保に向けて台帳所管課間において、検討を進めます。
財政課 (p.17)	第2-I-5 2) 固定資産台帳登録情報の網羅性、正確性 ※以下の「監査の結果(意見)」 (P.35ほか)を含む。 第2-Ⅲ-2 (1)梓川支所 1) 固定資産現物確認の実施 等 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(総務省)では、具体	対応状況	毎年度、支出情報に基づき固定資産台帳を更新してきましたが、台帳に記載の情報と現物との間に齟齬が生じています。 そのため、従来の台帳更新手法だけではなく、施設所管課の把握している現物の状況を固定資産台帳に反映できるよう、事務処理方針の整備を検討します。

	41.5 団内海中方は大田の田の田のは		
	的な固定資産台帳の整備手順の実 務として「資産の棚卸(現物確認)」 を想定している。 市は、固定資産の現物確認について規程等でその実施を定めておらず、管理所管課による固定投源を現地でおらず、ではいている。 現物でででででででではいる。 は、管理ができまれている。 では、ではいないではいる。 のまれてが、できまれている。 が、できまれている。 が、できまれている。 が、できないではいる。 が、の実在性を確認がある。 に、できないでは、のの実施により、での実をでいるの実施により、での実施により、の網をでいるのののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、のでは、		
財政課 (p.31)	第1日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	対応状況	公会計整備については、国において検討会が再開した状況であり、議論が活発になっている状況です。 官庁会計における公会計の活用方針は、旗振り役である国においてもいまだ定まっていない状況であると認識していますが、最新の状況を注視しつつ、適切な事務処理方針の整備を検討します。
財政課 (p.210)	第2-Ⅲ-2 (55) 松本市美術館 4) 建物改修の台帳登録時期	対応状況	予算の執行情報に基づく固定資 産台帳への登録のための資料提出 は、全庁照会により対応していま

	令和4年3月に建物の大規模改修が完了しているが、監査時点で台帳登録は行われていない。台帳への登録処理や時期について、管理所管部署に適切に伝達されていない。 固定録録担に適切に伝達されていな資産台帳の情報は、行政は、行政に資産台帳の情報は、行政に適時である。台帳報と資子が困難との適時限を利用した適切な判断が行われないおそれがある。台帳登録があるは、一般を登録を利用した適切な判断が行われないおそれがある。台帳登録を利用した適切な判断が行われないおそれがある。		す。 ただし、資料収集後の固定資産台帳の更新は業務委託で行っているため、施設所管課にとっては資料提出と固定資産台帳への反映が結びついていないという状況を把握しました。よって、周知方法の見直しを検討します。 なお、台帳登録情報の変更登録については、適時かつ正確に行える方法を研究します。
公共施設マネ ジメント課 (p.18)	第2-I-6 1) 小規模施設の管理 公共権設の管理 公共施設の管理 公共施設に到する。 公共施設に可能力がででは、 本でののでは、 本でののでは、 なののでは、 なのででは、 なのででは、 なのででは、 なのででは、 なのででは、 なのででは、 なのででは、 なのでは、 なのが、 なが、 な	対応状況	ご意見を受け、小規模施設の管理は、市有財産管理システムによる財産情報の整備と、建物維持管理マニュアルを活用した管理担当者による自主点検を行うことで進めます。
公共施設マネ ジメント課 契約管財課 (p.18)	第2-I-6 2)管理事務の統括 財産管理の統括は、財政部が行 うことと規定され契約管財課が台 帳管理を中心に行っているが、十 分に行われているとはいえず、特 に、未利用財産、低稼働の施設等 については、統括された情報がな	対応状況	今回のご意見を受け、両課の役割 分担を明確化し、各課への相談体制 についてマニュアル化しました。今 後、市有財産管理システムを活用し た未利用資産の把握について、検討 を進めます。

	<u>'</u>		,
	い。 市の目指す公共施設等の維持・ 更新費用の削減を実現するために は、公共施設の有効活用、処分に 係る財政支出の削減等を全庁的に 検討する体制を構築することが望まれる。		
公共施設マネ ジメント課 (p.41)	第2-Ⅲ-2 (4) 四賀支所 2) 施設カルテにおける施設サービス提供状況の登録 施設カルテには、施設の利用状況の情報として施設も、選をでは、当該情報として開館日数が記載されている。時報といる。時報といるが利用人数は記載されているが記載の利用状況が開発が記載では、当該情報のかでは、が明らかでなく記載内容がである。施設の活用状況等を施設かでなら、と議室利用状況等を施設カルテに登録することが望ましい。	対応状況	施設カルテに記載する施設の利用状況は、より的確に活用状況を把握できるよう、ご意見の項目を含め、登録項目の整備を検討します。
公共施設マネ ジメント課 (p. 54)	第2-Ⅲ-2 (6) 市役所本庁舎 5) 施設カルテの意義 施設カルテの意義 施設カルテを閲覧 20 年生に では、 を工っなでは明照は、 を平舎されではのののでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 を	対応状況	ご意見のとおり、登録を行い情報 共有できるように整備を進めます。

	HE ALLOWS IN THE CONTROL OF		T
	明されている。市民に公共施設の 状況を伝達し、情報共有しながら 共に考え行動できる環境づくりを 目指すのであれば、改修工事に関 する情報も施設カルテに登録し、 情報共有すべきである。		
公共施設マネ ジメント課 (p.61) (p.64) (p.68)	第2-Ⅲ-2 (8) 中ででは、 (9) 野球場 (10) 四料減場の状況の把握 * 利用料減免の状況の把握 が行われまがでは、 が類のがでは、 が類のがでは、 が変ががいたでででは、 が変ががいたがのででででででででいる。 がののでででででででででいる。 がののででででででででいる。 がののでででででででででいる。 がののでででででででででいる。 がののでででででででででででいる。 がののでででででででいる。 がののででででででででいる。 がののででででででででででいる。 がのののででででででででででいる。 が、 でのででででででででいる。 が、 が、 が、 が、 で、 が、 で、 で、 で、 で、 が、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	対応状況	使用料の減免にあたっては、各種 団体の活動に対する支援や社会的 弱者への配慮といった観点から、一 定の必要性があります。しかし、平 適切な制度や運営は、負担の公平性 を損なうおそれがあり、減免者数や 減免額等の実態把握が必要です。 今回のご意見を受け、減免額の効果 や情報を集計し、減免制度の効果 や施設の収益性への影響について 分析を行い、必要に応じて制度の見 直しを検討します。
公共施設マネ ジメント課 (p.73)	第2-Ⅲ-2 (12) 藤池水防器具置場 4) 財産処分とコスト意識 当施設の解体に 913 千円の処分が支出でいる。施野のの解体に 913 千円の処分が支出、売却、譲与等ののののがである。借用地ではある。とを者にないのの合きととないのの合きとのには、出して、大力をではある。とを報かしてが、といいのの合きではある。とがはある。とがはある。とが望まれる。	対応状況	今回のご意見を受け、用途廃止後の利活用や処分までの流れ等を整理したマニュアルを作成しました。 施設の処分に際し、費用を最小限にするための検証を行っていきます。

	*** O TH C		Properties and a second and a second as a
公共施設マネ ジメント課 (p.113)	第2-Ⅲ-2 (25) 旧五常小学校 6) 施設活用の計画単位 個別施設計画上、体育館やプール等を含めて「転用」とがうカテゴリーに整理されているが、体育館やプールの現況を鑑みると、それぞれ別個の計画を策定することが望ましい。公共、計画策定単位を再考し、建物単位、計画とすることが望ましい。	対応状況	個別施設計画は、施設の今後の方向性や対策等を整理することを目的としているため、施設単位で整理しています。 同一施設の棟単位で方向性が異なる場合は、検討内容欄に記載するようにしています。 今回のご意見を受け、市有財産管理システムを活用した未利用財産の把握についても研究します。
契約管財課 (p.118)	第2-Ⅲ-2 (26) 浅間荘 4) 土地の管理責任 浅間温泉1丁目 479-2 の地番は 敷地 (1,971.05 ㎡)を公園緑地課 所管の浅間南公園 (1,420.6 ㎡)と 浅間荘 (550.45 ㎡)に分け財産台 帳等に登録している。財産管理を 適切・効率的に行い、管理責任を 明確にするためには、一筆の土地 を分割して財産台帳に登録する現 在の取扱いを再検討することが望 ましい。	対応状況	土地の所管については、一筆の土地を一つの課で管理することが原則ですが、今回のような事例では、やむを得ず分ける場合があります。そのような場合原則として塀などで分けられているため、管理は明確となっていると理解していますが、今後財産台帳を整備する中で、ご指摘の点も含め再検討します。
公共施設マネ ジメント課 (p. 224)	第2-Ⅲ-4 3) 個別施設計画の策定、施設マネジメント 個別施設計画は、インフラ設備、文化財を除く一定規模の施設(50 ㎡以上)について策定されている。しかしこの計画単位は、施い名称(コード)単位でには複数のがあり、フルしこの計画ででは複数のがあり、大規模成されてが個別施されてがある。大規模成されてがあり、で示されるのすべてがあり、で示さしない実態がある。対果的ないは施設の最がある。対果的ないは施設の最がある。対果的なには施設の最がある。対果的なには施設の最がある。対理のよりを意識に受録されていきである。	対応状況	個別施設計画は、施設の今後の方 向性や対策等を整理することを目 的としているため、施設単位で整理 しています。 同一施設の棟単位で方向性が異 なる場合は、検討内容欄に記載する ようにしていますが、ご意見を受 け、公有財産台帳に登録されている 建物データも活用しながら、内容を 検証します。
公共施設マネ ジメント課	第2-Ⅱ-6 2) 固定資産のストック情報管理	対応状況	データの網羅性については台帳 それぞれであるのが現状ですが、施

財政課 契約管財課 (p.31)公共施設マネ

のルール化

財産管理システム間の登録デー タの整合性の確認、固定資産現物 とシステム登録データの照合等に ついての明確なルールはない。ま た、各システム登録データ間の不 整合、登録データの誤謬が散見さ れるのが現状である。

ストック情報についての管理手 順等が明確にされていない現在、 登録されているデータの誤謬、登 録漏れ、削除漏れ等があっても発 見できない状態にある。

財産のストック管理について、 システム間の登録データの整合 性、登録データの網羅性、正確性 を確保するルールを検討すべきで ある。

横浜市、福岡市等においては、公 有財産規則の中で、管理所管課か ら年度末における財産現在高の報 告を規定している。

設の整備や管理に関する情報をど こまでシステムに登録すべきか整 理を検討します。

また、システム間のデータの整合 性、正確性については、各システム データの登録に係る手順の見直し を図れるよう、システム所管課間に おいて検討を進めます。

第2-Ⅲ-2

- (9) 野球場
- 4) 建物改修時の台帳への登録方 法

令和2年3月に建物の大規模改 修が行われており、固定資産台帳 には、建物の増加が登録されてい るが、公有財産台帳には、建物の 面積に変更がないため、新たな資 産登録は、行われておらず、台帳 間で不整合となっている。

ジメント課 財政課 契約管財課 (p.64)

大規模改修があった場合に、固 定資産として資産に計上するか修 繕費等の費用として計上するか、 既存の資産を除却するかなどの処 理について、判断基準やマニュア ル等が整備されておらず、所管部 署に適切に伝達されていない。

大規模な改修があった場合、資 産として計上するか否かの判断 は、固定資産等の情報の正確性に 影響するほか、固定資産投資に対 する回収判断や、投資成果の測定 などに影響がある。担当者により 計上判断が相違するおそれもある ため、市として台帳登録が適切か つ画一された処理となるように、

ご指摘の各台帳は、財産管理につ いての台帳という共通点はありま すが、それぞれ台帳整備の目的は異 なり、独自に管理してきた経過があ ります。

台帳間のデータの突合について は新規の取組事項となりますので、 まずは、それぞれの台帳整備の目的 を果たすことを前提とした上で、登 録データの適正性、整合性の確保に 向けて台帳所管課間において、検討 を進めます。

また、資産の計上に係る基準やマ ニュアルについては、その整備を検 討します。

対応状況

	判断基準やマニュアル等を整備		
	刊断基準やマーユアル寺を登備 し、所管部署に周知することが望		
公共施設 対 対 対 対 対 対 対 関 (p.67)	まして、 (10) 建物 (10) 建市 (10) 建物 (10) 建市 (10) 建筑	対応状況	毎年度、支出情報に基づき固定資産台帳を更新してきましたが、台帳に記載の情報と現物とに齟齬が生じています。 そのため、従来の台帳更新手法だけではなく、施設所管課が把握資産台帳に反映できるよう、事務処理方針の整備を検討します。
契約管財課 (p. 90, 103 107, 132, 139, 144, 148, 166)	第2-Ⅲ-2 * 原状回復義務に関する確認 施設の賃貸借契約について、原状回復義務が定められている。 契約解除に当たり、原状回復の確認が必要であるが、次の状況が確認された。 ・賃貸前の原状について、記録が保管されていない。 ・賃貸解除時の原状回復の確認について、空貸解除時の原状回復の確認について、契約当事者との合意記録がない。 ・原状回復義務に関する規程・基	対応状況	ご指摘の点を踏まえ、対応について検討し、必要なものについてはマニュアルを作成します。

	N		T
	準・マニュアル等が整備されていない。 賃貸借契約の原状回復義務につ		
	いての基準や手続を明確にし、記		
	録を文書化することが望まれる。		人口のブキ目も巫は 田冷成儿後
公共施設マネ ジメント課 (p. 104, 150, 156)	第2-Ⅲ-2 *建物解体の判断基準 施設の処分については、令和2 年度の処分については、令和2 年度の処分についでは、時にからにおいては、時にからですれたがでですれたができまれたができまれたができまれたができまれたができまれたができまれたがでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	対応状況	今回のご意見を受け、用途廃止後の利活用や処分までの流れ等を整理したマニュアルを作成しました。 施設の処分に際し、費用を最小限にするための検証を行っていきます。
契約管財課 (p.159)	第2-Ⅲ-2 (40) 新村教員住宅 1) 跡地の管理方法 跡地の管理方法について、市の 所有のものであることを示すため の看板や連絡先が記載された標識 等は、設置されていない。跡地に 対して管理責任を明確にし、また リスク管理に対応するため看板等 の設置を義務付ける規定を設ける べきである。	対応状況	市が所有する土地は非常に多く、 全ての土地を対象とすることは困 難であるため、設置すべき場所の基 準や規定の必要性など今後検討し ます。
契約管財課 (p.163)	第2-Ⅲ-2 (42) 中山考古館 1) 「松本市財務規則第 209 条」 の運用方法の周知 建物の解体の際は「松本市財務 規則第 209 条」に準拠しなくては ならない。中山考古館の解体においては、個別施設計画において前 年度までに契約管財課長のヒヤリングを受けていること、また、用 途廃止の起案につき契約管財課長 の承認が行われていることからし 質的に準拠しているといえる。し	措置	ご指摘の内容を踏まえ、市有財産の処分の流れについてマニュアルを作成しました。 マニュアルについては、保存場所がわかるよう財産管理のフォルダを 1 か所にまとめました。

	かし、前掲 209 条に則った事務処 理が明確に行われているとはいえ ない。これは、現行規定において どの段階の、どのような行為が「松 本市財務規則第 209 条」に該当す るのか否かが明確でないこと理 因するものである。事務処理を画 一的かつ客観的に行うためには、 ①「松本市財務規則」等において 同規則第 209 条の様式を定める、 ②起案用紙上に同規則第 209 条に よる旨の記載を要求する、③マニュアルやフローチャート等により 第 209 条の位置付けを明らかにす る等の対応をし、周知することが 望ましい。		
財政課 (p. 209)	第553 第55 第55 第55 第55 第55 第55 第55 第55 第55	対応状況	固定資産台帳への登録にあたっては、支出の科目、金額及び内容について判断基準を示し資料収集しています。 しかしながら、資産計上の視点で施設所管課の担当者への周知が不足しているとの指摘ですので、改めて周知方法の見直しを検討します。

公共施設マネ ジメント課 財政課 契約管財課 (p.17)	第2-I-5 3) 財産管理関連システムの一元化 現行制度における各種の財産管理関連台帳については、その財産管理関連システムがある。とから、市には3つの財産管理関連システムがある。そのため土地がある。そのため異動があるに異動があるに異動があるに異動があるに異動がある。といるようる。したが、より効率化し、また、システム間連携を含む、ようシステム間連携を含む、またシステム間連携を含む、ようシステムにが望まれる。	対応状況	ご指摘の各システムは、財産管理についてのシステムという共通点はありますが、それぞれ整備の目的は異なり、独自に管理してきた経過があります。 システム間連携や財産管理台帳の一元化については、他市での事例の有無も確認しつつ研究していきます。
公共施設マネ ジメント課 財政課 契約管財課 (p.179 ,202)	第2-Ⅲ-2 * 施設管理コード等の共通化 各システムに登録されている施設等のコード番号、施設名称は、②5)(178p)に記載のとおり異なっている。同一物件に複数のコード等を付して管理するのは合理性に欠けると考える。データ照合、現物確認を効率的に行うためには、管理コード、名称は共通にすることが望まれる。	対応状況	ご指摘の各システムは、財産管理についてのシステムという共通点はありますが、それぞれ整備の目的は異なり、独自に管理してきた経過があります。 管理コード、名称の共通化については、システム上実現可能かどうかを研究し、データの適正性、整合性の確保と併せて検討していきます。
公共施設マネ ジメント課 契約管財課 (p. 87, 103, 132, 157, 159, 224)	第2-Ⅲ-2 4 未利用資産 * 未利用資産の統括管理 * 未利用資産の統括管理 * 整理をの統括管理 を契約管理を変数ででは、、建物ででは、、でのでは、でのででででででででででででででででででででででででででで	対応状況	今回のご意見を受け、行政施設として各課で整備するべき内容と、用途廃止後の利活用や処分までの流れ等を整理したマニュアルを両課共同で作成しました。 その中で、ご指摘のような部署の必要性も含め検討します。

	切まれる		Ţ
	望まれる。 (p.87から貼付。他ページも参照)		
公共施設マネ ジメント課 契約管財課 (p.224)	第2-Ⅲ-4 2)財産活用状況の把握 市の財産管理において、「活用」という視点からデータが整理されておらず、財産の利用状況、活用状況を画一的、網羅的に把握できていない。効果的な公共施設マネジメントを行うためには、市の所有する財産の活用状況を全庁的に的確、かつ網羅的に把握する体制を確立すべきである。	対応状況	今回のご意見を受け、行政施設として各課で整備するべき内容と、用途廃止後の利活用や処分までの流れ等を整理したマニュアルを両課共同で作成しました。 その中で、両課の役割を明確化し、体制を整備していきます。
契約管財課 (p. 124, 129, 138, 142, 147, 173, 176)	第2 無價 一工 一工 一工 一工 一工 一工 一工 一工 一工 一工	対応状況	建物の残存価格は、固定資産税評価額に加え、公会計システムで管理する減価償却後の未償却残価により判断することとしました。売却可能性については、今後検討していきます。
文化財課 (p.20)	第2-I-7 1) 市所有文化財施設の管理 市の所有する多くの文化財等の維持管理についての規程等は策定されておらず、専ら施設所管課に委ねられているのが現状で、市として画一的なものがない。	対応状況	他市の事例等を研究しながら、それぞれの文化財等が適切に維持管理されるよう検討してまいります。

	文化財として指定されたもの及び これに準ずるものの定義を明確に し、これらの維持管理についての 規程を定め、画一的な管理を行う 必要がある。		
文化財課 (p. 20)	第2-I-7 2)市所有希少建築物の管理 本市所有希少建築物の管理 大中では、有形・無形を間がある。 大中では、名は識している。では、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、ないでは、といるでは、ないでは、ないでは、といるでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	対応状況	歴史ある建物から現況調査を実施し、適切な対策が行えるよう検討してまいります。
財政課 契約管財課 (p. 38, 49, 54, 67, 70, 90)	第2-Ⅲ-2 * 公有財産台帳、固定資産台帳等への登録誤り 建物附属設備として登録すべき次の電気設備工事が、建物として固定資産台帳に登録されている。固定資産台帳登録情報は、行政内部での活用及び市民への公開が行われる重要な情報であることから、正確な登録を行い、正しい状態を維持することが必要である。(p.38から貼付。他ページも参照)	対応状況	予算の執行情報に基づく情報を 固定資産台帳に反映する作業は、業 務委託により対応していますが、成 果品の精査を図ります。
公共施設マネ ジメント課 (p.54)	第2-Ⅲ-2 (6) 市役所本庁舎 4) 施設カルテへの登録漏れ 施設カルテの歳入に関して、来 庁者駐車場歳入に関する情報は、 施設カルテへの登録が必要である が、その登録が漏れていた。この 情報の施設マネジメントへの活用	対応状況	ご指摘のとおり、施設カルテの登録内容について、登録漏れが一部みられました。 登録内容の入力は、施設を管理する担当者に依頼して行っていますが、統一基準で入力するための課題を整理して、正確な情報を提供できる仕組みを整備します。

	や市民への公開のためには、情報 の適正性を確保する必要がある。 登録情報の正確性を確保する仕組 みを早急に構築すべきである。		
商工課 (p.58)	第2-Ⅲ-2 (7) 松本城大手門駐車場 3) 土地補償料の台帳登録 土地取得上でる。 市作成の「固定資産業」では 一次の「固定の作がです。 一次の「固定の作がです。 一次の「固定の作がです。 一次の「固定の作がです。 一次の「大きな、では、大きないでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	対応状況	現状、「公有財産台帳」、「固定資産 台帳」「施設カルテ」それぞれに登録 されているデータの相違がありま すが、その網羅性や正確性を確保す るルール等について上記台帳の所 管課が検討し、資産計上に係るマニュアル整備の結果に合わせ、必要な 情報を登録します。
消防防災課 (p. 70, 75)	第2-Ⅲ-2 (11) 反町水防器具置場 (13) 取出水防器具置場 * 水防器具置場から消防器具置場への名称変更 反町水防器具置場は消防器具置場であることから、名称を水防器具置場から消防器具置場に変更すべきである。 (p.70から貼付。p.75も参照)	対応状況	現在の利用状況と名称が異なることから、水防器具置場から消防器 具置場へ名称を変更します。
消防防災課 (p. 72)	第2-Ⅲ-2 (12) 藤池水防器具置場 1) 公有財産台帳登録情報の削除 漏れ 建物については、建物解体撤去 工事は令和4年3月10日に完了 しているが、公有財産台帳(建物 台帳)には登録されたままである。 令和3年度に抹消しておくべきで ある。公有財産台帳登録情報は、 施設管理を行う際に基礎となるに か、市の決算情報として開示され る重要なものであることから、財 産の実態が適正に登録される必要 がある。登録情報が適時に削除さ	対応状況	建物解体撤去工事を行う担当と 財産管理を行う担当が異なってい たことが、公有財産台帳登録情報の 削除漏れの原因である。今後は、担 当を統一して登録情報の正確性を 確保する体制を構築します。

	れなかった原因を調査し、登録情報の正確性を確保する体制を速や かに構築すべきである。		
	第2-Ⅲ-2 (14) 梓川第1水防倉庫 (15) 16区消防車庫 * 公有財産台帳及び固定資産台 帳の登録漏れ		公有財産台帳及び固定資産台帳 の登録情報を定期的に確認すると ともに、整合性を図ります。
消防防災課 (p.77,80)	土地については、登記(所有者 旧梓川村)はされているが、公有 財産台帳(土地台帳)データ及び 固定資産台帳(土地)に登録がな い。公有財産台帳及び固定資産台 帳は、施設管理を行う際に基礎と なるデータとなることから、登録 漏れ又は登録誤りがないよう確認 するとともに、施設の現況から公 有財産台帳及び固定資産台帳の登 録情報を定期的に照合すること等 をルール化すべきである。 (p.77 から貼付。p.80 も参照)	対応状況	
学校教育課 (p.112)	第2-Ⅲ-2 (25) 旧五常小学校 3) 公有財産台帳及び固定資産台帳の登録漏れ 施設の敷地内で確認されたプール、体育館、倉庫2棟、飼育上を通常が、公司定資産が、公司定済を受ける。を選挙を表しているとはいて、ののは、対しているとはいるとはいるとはいるとはいるとはいるとはいるとはいるとはいるとはいるとは	対応状況	公有財産台帳や固定資産台帳に登録されていないものについては、 現場確認の上、登録事務を進めていきます。 なお、公衆トイレは、学校敷地内に存在するものの所有が不明であるため、関係者等に聞き取りを行い、まずは所有を確定させる事務を進めていきます。
観光プロモー ション課 (p.96)	第2-Ⅲ-2 (20) 松茸山荘別館東山館 1) 固定資産台帳及び公有財産台 帳の所管誤り 自己所有の土地 4,898.00 ㎡に ついて、施設カルテ上の所管は観 光プロモーション課、固定資産台 帳上の所管はゆうきの里づくり 課、公有財産台帳上の所管は森林	対応状況	当該建物及び土地の所管は観光 プロモーション課であるため、固定 資産台帳及び公有財産台帳の所管 変更に向けて、関係各課と協議を進 めています。

	-m (+ -m)		T
	環境課となっていて整合していない。 所管を整理し、公有財産の取得、 現物管理、用途変更、用途廃止等 の管理責任を明確化する必要がある。また、固定資産台帳は公表されている資料であり市民への情報 公開としては適切といえない。こ のような状態になった経緯を調査 し、正しい情報登録に努める必要 がある。		
文化振興課	第2-Ⅲ-2 (24) 旧幸町保育園 2) 土地登記と台帳の相違 土地について、登記情報と台帳 に次の相違が確認された。	対応状況	台帳と登記情報の相違点について、整合性を図ります。
(p.107)	(表省略) 台帳と登記情報の確認を定期的 に行い、台帳の正確性を担保する とともに、資産保全を確実にする 必要がある。	אין אין אין דע	
	第2-Ⅲ-2 (33) 波田放課後児童クラブ 1) 土地登記と台帳の相違		公共用地課及び契約管財課に確認のうえ、令和5年度に台帳登録情報を登記情報に合わせて修正しました。
こども育成課 (p.135)	波田 4987 の土地について、下記 不整合が確認された。 (表省) 登記情報と台帳登録情報を確認	措置	
	し、台帳登録情報を正確なものに する必要がある。		
博物館 (p.120)	第2-Ⅲ-2 (27) 旧錦部小学校 1) 行政財産、普通財産の区分 当施設は、普通財産の区分 当施設は、公有財産も帳上の財産分類は、公有財産されての財産が財産が関連をできる。 日の機能がは、たまなの保証のの機能がは、大きなの保証のの機能がは、大きなの保証ののはできまれている。 を変して、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	対応状況	旧錦部小学校は、文化財等の倉庫として活用するため令和3年度に所管替を行いました。今後、分散する合併5地区及び松本市立博物館の資料を整理し旧錦部小学校に合・保管する予定となっています。適切な時期に建物の除却を資料を質りに利用する予定であるため、関係課と協議・調整の上、現在の財産分類(普通財産)から行政財産への種類替を検討します。

	報であることから、財産分類の種 類替の時期等を客観的、画一的に 判断できるよう規程等を整備し、 職員に周知すべきである。		
農政課 (p.150)	第2-Ⅲ-2 (37) 農業生活改善施設(中川) 1)建物解体の台帳除却登録 令和4年3月に建物を解体しているが、台帳に建物登録が残っており、除却処理が行われていない。解体があった場合について、基準やマニュアルが担当部ツで、基準やマニュアルが担当部ツでの開知である。台帳登録情報である。台帳登録情報の正確性を確保する体制を構築すべきである。	措置	指摘を受けた施設は、令和5年3 月に台帳から削除しました。 今後、このような事案があった場 合は、適切な時期に処理を行うよ う、課内の確認体制を構築します。
公共用地課 (p.181)	第2-Ⅲ-2 (48) 西堀町公衆便所 1) 建物解体の台帳除却登録 平成 31 年2月に建物を解体しているが、令和3年4月まで台帳に登録が残っており、除却処理が適時に行われていない。公有財産台帳を登録情報は、施設管理を行う際に基礎となるれる重要なものであることから、財産がある。登録情報の上である。登録情報の正確性を確保する体制を速やかに構築すべきである。	措置	年度当初に、所管する不動産の使 用状況を及び台帳登録の内容を照 合し、未処理の財産がないことを確 認しました。
安曇支所 (p.38)	第2-Ⅲ-2 (2) 安曇支所 3) 施設の維持管理 個別施設計画では、当面は劣化 が進む箇所を計画的に改修し、適 切な維持管理を行うという方針の 下で「維持」という決定がされて いる。庁舎の現況視察を行ったと ころ、故障で利用できないエリア や、崩落する可能性があるとして 立ち入り禁止とされているエリア が確認された。	対応状況	令和4年度中に緊急で修繕が必要な個所について関係部署との協議の上、修繕を実施しました。また、適切な維持管理を行うため、改修が必要な箇所についての優先順位を検討し、今後5年間の施設修繕計画を策定しました。今後は、策定した施設修繕計画を基本に庁内関係部署と協議を行いながら、来庁者が安心して利用できるよう施設の維持管理に努めます。

			T
	多くの利用者が出入りする場所		
	であるため、利用者の安全管理を		
	考慮し早急な改善が望まれる。		
波田支所 (p.48)	第2-Ⅲ-2 (5) 施設の維持管理 個別を理要の維持管理 のでは、一点の のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでの のでの のでの のでの のでの のでの のでの ので	対応状況	令和5年度予算において、利用者 の出入りに際し、特に危険度が高い 箇所について、外壁改修工事が実施 される予定です。 今後は、公共施設マネジメント課 で作成した中長期保全計画に基づ き、庁内関係部署と協議を行いなが ら、順次外壁改修を進め、来庁者が 安心・安全に利用できる施設の維持 管理に努めます。
消防防災課 (p.77)	る。 第2-Ⅲ-2 (14) 梓川第1水防倉庫 2) 施設更新の必要性 梓川第1水防倉庫は、昭和30年 (1955年)に設置され66年経過している。株川堤防であり、神川堤防とであり、神川堤防とである。現場視察時には損傷個所もあり者している。現場視察性が進んでいると見受けられた。 松本市公共施設再配置計画のといる。 松本市配置計すると見受けられた。 松本市の共施設では、町間に、大田の名のののでは、大田の名ののでは、大田の名ののでは、大田の名のののでは、大田の名ののののでは、大田の名のののでは、大田の名ののでは、大田の名のののでは、大田の名のののでは、大田の名のののでは、大田の名ののでは、大田の名のでは、大田ののでは、大田の名のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のの	対応状況	老朽化している水防倉庫が多いことから、水防倉庫の必要性や水防活動の利便性等について検討していきます。
アルプス リゾート 整備本部 (p.83)	第2-Ⅲ-2 (16) 木曽路原山荘 2) 老朽化した未使用建物の処分 等	対応状況	「持続可能な奈川地区推進協議会」の議論の中で、今後の奈川地区の在り方が整理、策定される予定です。その内容を反映し、周辺の観光

	市有財産賃貸借契約書では、貸付物件の建物は管理棟、宿泊棟、浴室棟の3棟で、運営者(借受人)に維持管理を委ねている。公有財産台帳、固定資産台帳及び施設カルテには、貸付物件の建物以外に詰所、重機・マイクロバス車庫いる・重機・マイクロバス車庫において、その3棟は老朽化が激しく使用しておらず、放置された状態となっている。無断使用や鳥獣被害を防止するためにも、詰所、車庫及び管理人棟については、解体を含め対応策を検討すべきである。		施設を再整備するため、解体を含め た対応策を検討し、優先順位を含め た計画を協議します。 今後は、訪問者が快適で安心して 利用できるよう、施設の維持管理に 努めます。
観光プロモー ション課 (p. 94)	第2-Ⅲ-2 (19) 旧公本 (19) 旧松本 (19) 日報本 (19) 日報本 (19) 日報本 (19) 日報本 (19) 日報本 (19) 日報本 (19) 日報本 (19) 日報本 (19) 日報本 (19) 日報、(19) 日報、(1	対応状況	建物解体を含む今後の施設活用の検討を進める際に、過去の事業効果や活用状況の検証もあわせて行います。
観光プロモー ション課 (p. 96)	第2-Ⅲ-2 (20) 松茸山荘別館東山館 2) 貸付料の妥当性 松本市所有の普通財産の貸付料 は、「松本市財産貸付事務取扱要 領」に基づき、土地の固定資産税 課税標準相当額及び建物の固定資	対応状況	松茸山荘別館東山館の建物及び 土地については、四賀むらづくり㈱ を借受人とした市有財産賃貸借契 約(令和3年7月1日~令和6年6 月30日、多目的研修ふれあいセン ター建物及び土地、松茸山荘駐車場 部分の土地含む。)を締結している。 このため、次期契約更新に向けて、

	産評価額に各々定められた率を乗		建物の貸付料の妥当性を再度検証
	佐田価額に替べためられの学を来 じて決定している。松茸山荘別館		するとともに、四質むらづくり㈱と
	東山館に対する貸付料は、松本市		協議を進めます。
	が旧四賀村と合併した際に、旧四		
	77日四頁村と古併した際に、旧四		
	こと、また、平成20年6月に貸付		
	料の妥当性判断のため複数の不動		
	産鑑定士に不動産鑑定による適切		
	な貸付料についての意見を求めた		
	結果を参照し、「松本市財産貸付事		
	務取扱要領」に基づく貸付料を適		
	用していない。		
	しかし、現在、契約上の貸付料		
	(「3) 収支等の状況」参照) は、		
	「松本市財産貸付事務取扱要領」		
	に基づくあるべき貸付料 7,929 千		
	円に比べ低廉となっている。旧四		
	賀村の合併に伴い引き継いだ施設		
	という経緯はあるが、同施設目的		
	等を勘案し、貸付料の妥当性につ		
	いて再確認することが望ましい。		
	第2-Ⅲ-2		土地の一部(駐車場部分)は松茸
	(22) 穴沢温泉保養センター松茸		山荘別館東山館及び四賀多目的研
	山莊		修ふれあいセンターの借受人であ
	2) 解体後の土地の処分		る四賀むらづくり㈱に貸し付けて
	3,111 20 1 2 3 7 2,3		いるため、借受人の意向を確認しつ
	穴沢温泉保養センター松茸山荘		つ、行政コストや予想される収入等
	(本館)は令和4年度に解体され		を総合的に勘案し、処分も含めた在
	ている。駐車場は、現在隣接する		り方の検討を進めます。
	多目的研修ふれあいセンター及び		フガッ(XII) C をのより。
	松茸山荘別館東山館の運営事業者		
観光プロモー	に貸し付けられている。その在り		
ション課	方の検討の結果、処分の方向性が	対応状況	
(p. 100)	示された場合は、処分価額が想定		
	よりも低い価額であったとして		
	も、毎年の維持管理に係る行政コ		
	ストの削減、処分による資金の回		
	収と物件取得者から得られるその		
	後の固定資産税徴収による収入を		
	考慮すると、処分価額の多寡にと		
	らわれることなく、総合的に判断		
	し、積極的に処分していくことが		
	望ましい。		
	第2-Ⅲ-2		旧五常小学校は、平成25年の閉
	(25) 旧五常小学校		校後、利用されていない施設となっ
AA A WA L.	7) 貸付価額の設定		ていました。しかし、令和2年度に、
総合戦略室		対応状況	複数の事業者から活用希望があっ
(p.113)	貸付物件の年間貸付料は、「松本		たことから、地域住民や子どもたち
	市財務規則第 188 条で定める額を		との交流促進など、四賀地区の活性
	基準としますが、事業者の提案に		化につながる事業展開を期待して、
	よる借受希望価格をもって、随意		プロポーザル方式により借受希望

	契約を記して、		価格を含めて企画提案を募集した ものです。 現在、借受人とは、令和4年4月 1日から令和9年3月31日有まりの5年間を貸付期間とておりの5年間を付期間とておりな書第5条ではす。 軽質に係る契約円とはするの6月とでます。 が本契約書第4条日の6月しまるがある。 は、まがある音が規定されてはある。 ができる旨が規定されてはある。 ができる旨が規定されてはいずないないがある場合には、他ののから、は、他のの対象を表する。 場合には、他のの対象を表する。 場合には、借受人の改定が可能である。 は、借受の改定が可能である。 は、一般人のでは、他ののは、 は、一般人のでは、 は、一般人のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
契約管財課 (p. 138, 143, 148, 176)	第2-Ⅲ-2 (34) 取出地区多目的集会施設 (35) 赤怒田多目的集会施設 (36) 奈川高齢者活動拠点施設 (46) 古宿集会 * 土地の譲 * 土地の譲 * 土地の底地についるでは、向がは 会が建物譲て、継続しては、向が貸 ではれている。同施設が、市が別途ではれている。間は、本が別途では、市が別途では、市が別に入土地のを関する。といるには、市が別によりでは、市が出来ないは、市が出来ないは出来ないは出来ないは出来ないは出来ないは、市村は、本社では、本社ででは、本社では、本社では、市村の継続が必要がある。機会収益、市所有の継続が必要が否かの検討が望まれる。 (p.138 から貼付。他ページも参照)	対応状況	これらの施設にかかる土地の今 後の利用については、ご指摘のとおりであり、今後検討すべき課題です。 しかし、市民の財産である土地は、建物と違い価値がなくなることはないため、無償譲渡においては、管理コストの根拠など慎重に検討する必要があり、時間を要すると考えます。
環境業務課 (p.170)	第2-Ⅲ-2 (44) 松本市エコトピア山田 3) 借用地の取得等 借用地の面積は僅かであるが、 再整備計画により埋立完了が令和 25年度まで伸長されることから、 今後22年間毎年458千円の賃借	対応状況	市有化する必要があると考えます。 これまでも、市有化に向けた取り 組みは行ってきましたが、29名の 共有地で相続されていない権利者 が多数いることや所有者の了解が 得られないため、市有化に至ってい ません。

	Land to the first of the control of		T
	料を地権者に支払うことになり、 契約満了時までの支払見込額は、 総額約 10,076 千円程度になる。借 用地のほとんどが山林であること を鑑みると早期の市有地化に向け 取り組みをすることが望まれる。 第2-Ⅲ-2		令和5年度以降も、所有者からの 了解が得られるよう、市有化に向け た交渉を継続します。 個々の施設の耐用年数は当然あ
環境業務課 (p.170)	(44) 松本市エコトピア山田 4) 未償却残価のある建物の撤去 耐用年数期間が満了せずに撤去 された建物が複数棟ある。耐用年 数を残し撤去することは、想定さ れる使用期間を満たさず当該資産 を廃棄したことになる。 施設を売却または除却等すると きは、当施設の未償却残高の有無、 その金額を意識し、計画の合理性 を検討することが有用と考える。	措置	るものの、廃棄物最終処分場の処理 フローの一部として各施設が機能 しているものです。 今回の建物の撤去は、エコトピア 山田再整備事業の一環として再整 備全体基本計画に基づいて行った ものであり、全体基本計画策定の段 階で計画の合理性については検討 しています。
博物館 (p. 217)	第56) 156) 157 (56) 3)配	対応状況	今回の協定及び仕様書については、指定管理者の自主努力を引きれるの目主事業の利益の取扱いを定めてはいません。しかし、2年半の業務委託期間中の収支状況を注視し、多額の利益が発生した場合については、その後の協定及び仕様書で、利益の取扱いを検討します。

四賀支所 (p.42)	第2-Ⅲ-2 (3) 四賀支所 3) 施設の有効活用 四賀支所 可賀が活用 四賀村が機では、下といるでは、下といるでは、下といるののでは、でのののでは、でのののでは、でのののでは、といるののでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、では、では、のののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	対応状況	今年度から支所施設のあり方に ついて、内部で検討を始めました。 所管換えも含めて、検討、調整して まいります。
学校教育課 (p.118)	第2 (26) 第2 (26) 施 第2 - 田 港2 (26) 施 一 2 (26) 施 一 3 (26)	対応状況	賃料の見直しについては、算定根拠を明確にした上で、現在の金額が現状に合っていない場合は、見直しを検討していきたいと考えています。 教職員以外の入居に関する情報公開については、関係各課と調整し、市民の方が分かりやすいホームページ運営に努めてまいります。

			T
	画提案と実行部署を明確にした効		
	果的かつ効率的な運用基盤の構築		
契約管財課 (p. 206)	を検討する。 第2-Ⅲ入の有 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	対応状況	用途廃止後の施設の取扱いについて、公共施設マネジメント課と契約管財課の役割を明確にした上で、協力しながら全庁的に対応することとしました。 旧入山分校の譲渡等については、ご指摘の点も踏まえ再検討します。
観光プロモー ション課 (p. 93)	国地域の 国地域の 国地域の 国地域の 国地域の 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型	対応状況	松本市美ケ原再生計画を策定し、 美鈴湖についてもアウトドア拠点 として位置づけ、民間活力による更 なる活性化を図ることとしていま す。 国定公園に相応しい景観を保つ ため、建物の解体を含め、地域と一 体となった活用方法を今後検討し ます。

	T		T
	あり、美鈴湖にはワカサギ釣り等を楽しむ人が来ており、近隣には 自転車競技場もあることを確認した。個別施設計画による「築後 40 年を目途に除却する」を待たずに、 建物の解体を含む施設の活用を検 討し、観光振興に資することが望 まれる。		
	第2-Ⅲ-2 (38) 波田観光案内所 2) 未利用市有地の利用又は売払 いの推進		今後の松本市パークアンドライド駐車場の利用状況を注視しつつ、 関係課も含めて、有効な活用策を検 討していきます。
観光プロモー ション課 (p. 154)	被いる。 を を を を を を を を を を を を を	対応状況	
住宅課 (p.185)	第2-Ⅲ-2 (49) 錦部市営住宅 2) 解体後の未利用市有地の管理 錦部市営住宅市有地の管理 錦部市営住宅は、松本12戸のからいまでは、では12戸ののからのからのである。 解体は12戸ののからのからのである。 解体使用があるのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きの利用がある。 解体よるを探い、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには	対応状況	長寿命化計画で用途廃止対象としている 12 戸のうち残りの8戸については令和6年度に解体する予定です。 個別改善対象の4戸については、「松本市公営住宅等長寿命化計画」の次期(令和5年度~令和6年度予定)見直しの際、ご指摘いただいた内容を参考に検討します。

	常時募集しているが、令和 18 年度		
	までには用途廃止となる予定である。現地調査の際に、外観では用途廃止対象の 12 戸とほとんど変わらないように見えた。当該4戸は、建設年度が他の12 戸より4年程度新しいとはいえ 39 年経過していることから、市営住宅等団地別・住棟別評価を見直して再評価することが望まれる。		
住宅課 (p.189 ,198)	第2-Ⅲ-2 (50) 中原市営住宅 (52) 会田市営住宅 2) 施設解体後の土地の早期活用 中原市営住宅は、松本市公営住 宅等長寿命化計画により 15 戸が 解体対象となっている。このうち 11 戸が解体済みであり、未解体住 宅4戸のうち3戸が退去済み、1 戸が退去予定である。居住者が退 去した後には、未利用市有地活用 4原則による手続きを経て、速や かに売払いを行い財政収入に資す ることが望まれる。 (p.189 から貼付。P.198 も参照)	対応状況	長寿命化計画で用途廃止対象としている中原市営住宅 15 戸のうち残りの4戸については、移転完了しており、令和6年度に解体する予定です。 解体後は、現況を調査するとともに未利用市有地活用4原則による手続きを進めるものです。
住宅課 (p. 195)	第2-Ⅲ-2 (51) 寿市 1 2 2 (51) 寿市 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 2 3 2 3 3 2 3	対応状況	長寿命化計画で用途廃止対象としている寿市営住宅(1丁目)94戸については令和元年~2年度に解体、寿市営住宅(3丁目)24戸については令和3~4年度に解体が完了しました。 寿市営住宅(1丁目)及び(8丁目)のPFI導入推進事業を検討するにあたり、ご指摘いただいた内容を参考にします。

r	T		
	が、3丁目にも用途廃止を迎えた 住宅があり、事業を進める際には 一体的な事業運営の検討が望まし い。		
四賀支所 (p. 42)	第2-Ⅲ-2 (3) 四賀支所 4) 賃貸借契約書の再締結 市との合併前に庁舎施設の賃貸について締結された契約書の記載 事項は、使用目的、一時金、家賃、 家賃支払い日のみであり、それ以外は賃貸人と賃借人が協議すること 貸付期間、貸付料の改定、遅延損害金、使用上の制限、実地調査、原 状回復義務等も記載した市所定の 市有財産賃貸借契約書による更新 契約を締結することが望ましい。	対応状況	合併前に締結した契約の経緯も あるので、相手方と相談し、見直し ができるよう慎重に協議していき たいと思います。
奈川支所 (p. 45)	第2-Ⅲ-2 (4) 2) 所 2) 所 2) 所 3) 所 5) 高 5) 高 5) 高 5) 高 6) 高 6) 高 6) 高 6) 高 7) 高 7) 高 7) 高 7) 高 7) 高 7) 高 7) 高 7	対応状況	建築当時の経緯もあるので、土地の管理所管課における登録について庁内関係部署と協議・検討しながら、適切な維持管理に努めます。
商工課 (p.57)	第2-Ⅲ-2 (7) 松本城大手門駐車場 2) 旧地権者に対する行政財産使用料減免措置の範囲 駐車場建物の店舗に関する賃貸 (行政財産使用許可)について、 駐車場建設前の地権者に対して当	対応状況	松本城大手門駐車場において、建 設前の地権者として許可している 店舗使用料の減免については、以下 の方向で検討します。 ① 減免を継続する場合 (1) 経営形態の変更 (代表者の変更等) (2) 事業形態の変更

	時の営業権の評価及び建設に協力		(業種の変更等)
	けの呂栗権の評価及び建設に協力 した見返りとして、行政財産使用		(未性の及史寺)
	料を減免しているが、事業が承継		② 減免を継続しない場合
	された場合について、承継者に対		(1) ①以外の場合
	する使用料減免措置の適用につい		(現在減免をしている法人が
	ての規定がない。		全く別の法人として店舗を使
	個人の場合の相続(本件におい		用する場合等)
	て個人に対する減免措置はない。)		(2) 法人が合併し別法人となっ
	や法人の場合の合併については、		た場合
	財産的権利は包括的に承継され		
	る。包括承継に限らず事業の承継		以上が整理でき次第、店舗施設使
	があった場合、承継者にも減免措		用者に提示、説明し理解を得ること
	置を適用されるのか明確でない。		とします。
	減免を受ける権利は財産権に相		
	当するのか、包括承継があった場合のほか、東世藩連がまった場合		
	合のほか、事業譲渡があった場合 等にどこまで減免措置を認めるの		
	すにとこまで減免措直を認めるの か或いは一切認めないのか、店舗		
	施設使用者との間で明確にし、事		
	前にトラブルの防止を図っておく		
	ことが望まれる。		
	第2-Ⅲ-2		使用貸借契約の締結に向け、速や
	(11) 反町水防器具置場		かに手続きを進めていきます。
	(13) 取出水防器具置場		
	* 土地の使用貸借契約書の締結		
消防防災課		** +- \\(\tr\)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
(p. 70, 75)	反町水防器具置場の土地は所有 者から無償で借用している。同土	対応状況	
	地について使用貸借契約書を締結		
	していない。同土地について速や		
	かに契約を締結すべきである。		
	(p.70 から貼付。p.75 も参照)		
	第2-Ⅲ-2		使用貸借契約の締結に向け、速や
	(12) 藤池水防器具置場		かに手続きを進めていきます。
	3) 隣接した防火水槽の土地の使		
	用貸借契約書締結		
	 藤池水防器具置場の土地は返還		
	「緑心小切谷兵直場の土地は返逸 したが、隣接する防火水槽の土地		
消防防災課	は所有者から無償で借用してい	対応状況	
(p. 73)	る。しかし防火水槽の土地につい	>:4 %(Fin N Z 1) (F	
	て使用貸借契約書は締結されてい		
	ない。右の写真(p.73)にあるよう		
	に、藤池水防器具置場と防火水槽		
	の境界は明確ではないが、防火水		
	槽の土地について速やかに契約を		
アルプス	締結すべきである。 第2−Ⅲ−2		並涌日辛しして伐丹を明払しょ
リゾート	弗 2 - ш - 2 (16)		普通財産として貸付を開始した 際に定めた貸付面積を、現在まで変
整備本部	(10) - 不盲路原山壮 1) - 市有財産賃貸借契約書におけ	対応状況	原に足めた負的面積を、現代まで変 更なく契約更新してきました。メイ
(p. 83)	る貸付面積の相違		ンストリートに面した敷地内は貸

	<u></u>		LT(本用一上)》 供売 L 32 L 1 L 1
	貸の物室。び計大調境物囲況付、とにて変地でをとこを貸の物室。が計大調境物囲況付、とにて変地である。がよるなが計大調境物囲況付、とにて変地でをとこをでは負別を変換をで、生物のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		付面積外ですが、借受人が自主的に手入れを行うことで景観が保たれている現状があります。 現地にて借受人と担当課立会いの下、契約上の貸付面積と実際の利用状況を確認し、契約を変更する必要があれば対応することで、適切な利用と維持管理に努めていきます。
学校教育課 (p.87)	第2-Ⅲ-2 (17) 旧中川小学校 2) 個人名義の学校用地 日学校敷地のうち3筆(256 ㎡)が登記上でありち3筆(256 ㎡)が登記上でありち3筆(256 ㎡)が登記上でありいでありに対している。 下の統する。四段さに係るいと関係でありにない。 関係、これおいに関いな情にいいである。に掛確には既利のではではではではいる。に対すないは、ではいいでありには、でありには、であの所はとは、であの所はというであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのでもでであるのである。で理を行うべきである。	対応状況	松本市への合併前のことで関係 する資料が全く残されていない為、 全部事項証明書等法務局で入手で きる資料を基に関係者に当時の事 情を聞き取り、今後の対応を検討し ていきます。
学校教育課 (p.112)	第2-Ⅲ-2 (25) 旧五常小学校 1) 個人名義の学校用地	対応状況	松本市への合併前のことで関係 する資料が全く残されていない為、 全部事項証明書等法務局で入手で

			きる姿料を甘た朋係老に立時の声
	旧学校敷地のうち2筆(115㎡)が登記上民有地のうち2筆(115㎡)が登記上民有地であり等は松本が、契約になっての合併が高いで変対になる。契がになる。といては、は、これでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		きる資料を基に関係者に当時の事情を聞き取り、今後の対応を検討していきます。
契約管財課 (p.122)	第2-Ⅲ-2 (28) 農業生活改善施設(長越) 1) 形式的な契約書条項 現在の使用貸借契約書が締結される以前から、土地の利用実態は上記5)(p.122)に記載のとおりであったと思われるが、契約書の条項は、市の標準的な市有財産使用貸借契約書の様式に準じて記載されていることから、土地の利用実態と契約書の記載が合っていない。契約条件については現状確認を行い、実態に合った内容にすべきである。	対応状況	契約書の内容を改めて確認し、実態に合った内容に修正します。
契約管財課 (p.126)	第2-Ⅲ-2 (28) 農業生活改善施設(矢久) 1) 底地に対する契約書 該当施設の底地について、使用 貸借に係る契約について、を ができなかった。貸借契約は至れば 民法第 522 条の規定により契が 民法第 522 条の規定により契が 民法する。しかし、契約書がにする。 とで権利義務関係が跨起こす がとで権利義務関係がほする。 り、将来的に問題を引き起こす 能性がある。 契約関係を明確にし、必要がある。	措置	当該施設の土地使用貸借契約については、建物の無償譲渡契約にあわせ、合意解除しました。
農政課 (p.139, 143,148)	第2-Ⅲ-2 (34) 取出地区多目的集会施設 (35) 赤怒田多目的集会施設	措置	監査対象施設のように譲渡先が 町会の場合、譲渡した財産の用途を 指定しないことができることから、

	(36) 奈川高齢者活動拠点施設		今後、契約書の内容を見直し、第5
	* 契約違反のペナルティ		条及び第6条を削除します。
	 建物譲渡契約書の第5条(用途		
	の指定)違反の場合のペナルティ		
	としての第6条(契約の解除)の		
	規定は、建造物が老朽化して解体		
	する場合において、解体費用が市		
	に発生することとなることからペ ナルティとならないおそれがあ		
	る。ペナルティを課すのであれば		
	その内容の再検討が望まれる。		
	 建物譲渡契約書抜粋(甲は松本		
	市長、乙は取出町会代表者)		
	(用途の指定)		
	第5条 乙は、譲与物件を、町会活動のための非営利事業の用途に		
	動のための非呂利事業の用歴に 供しなければならない。		
	(契約の解除)		
	第6条 甲は、乙が前条の規定に違		
	反したときは、この契約を解除 1 スは、締ち物件を用に返還し		
	し、乙は、譲与物件を甲に返還し なければならない。		
	3 17 4 WA A 77 A V 6		
	(p.139 から貼付。他ページも参 照)		
	第2-Ⅲ-2		無償譲渡した施設の瑕疵や費用
	(34) 取出地区多目的集会施設 (35) 赤怒田多目的集会施設		負担について、町会と協議書または
	(35) 赤怒田多目的集会施設 5) 建物無償譲渡の事前合意		覚書を交わすこと等を検討します。 また、今後の譲渡に当たっては、指
			摘の内容を踏まえた契約内容とし
	無償譲渡対象資産について、		てまいります。
	瑕疵や費用負担について、譲り受		
	けする取出町会と合意されていな い。隠れた瑕疵等により将来の費		
	「		
# 7628	ければならない可能性がある。無		
農政課 (p.139,	償で譲渡する場合にも、建物の	対応状況	
144)	瑕疵や費用負担について合意して	▽1 // □/ 1/ □/ □	
Í	おくことが望まれる。 なお、他の部署の同取引の契約		
	では、下記の条項が含まれている。		
	同取引について異なる契約条項と		
	なっており、市で統一されていな		
	\' ₀		
	 他の部署での「契約書」抜粋(甲		
	は松本市長、乙は町会代表者)		
	(容認事項)		
	第○条 乙は、次の各号に掲げる事		

	項を確認し、承認のうえ本物件 を取得するものとする。 (1) 本物件の周辺環境及び近隣		
	関係は変化する場合があること。 (2) 本物件の土壌汚染の状況		
	は、調査を行っておらず、土壌汚染の有無は不明であること。		
	なお、引渡し後に土壌汚染が判明した場合、乙は、その除 去等に要する費用を全額負担 すること。		
	(3) 本物件の地下埋設物の状況 は、調査を行っておらず、地下 埋設物の有無は不明であるこ		
	と。 なお、引渡し後に地下埋設物の存在が判明した場合、乙		
	は、その対策に要する費用を 全額負担すること。 (p.139 から貼付。P.144 も参照)		
	第2-Ⅲ-2 (37) 農業生活改善施設 2) 土地賃借契約の解約の同意及 び引き渡しの確認		本件土地の返還については、JA と協議し、合意解約書等必要書類を 作成し、締結しました。 今後、このような事案があった場 合は、適切な時期に処理を行い、後
農政課	土地は、松本ハイランド農業協 同組合から賃借していたが、解約 の申し入れ、受諾、土地の引き渡 し等に関する相互の意思表示、確 認結果を示す書面が保管されてい		日トラブルを防ぐことなど、課内の 確認体制を構築します。
(p. 150)	ない。 賃借土地の解約は、合意を必要 とする行為であり、法律行為であ る。また、土地の返還については、	措置	
	引き渡した土地に問題がないか、 また返還時における未履行事項が ないかを相互に確認し、後日のト ラブルを防ぐことなど文書等で明		
	確にし、整理保管することが望ま れる。 第2−Ⅲ−2		まずは、借用土地の市有化に向け
	(44) 松本市エコトピア山田 1) 借用地賃貸借終了後の対応		た取組みが必要であると考えます。 その上で、市有化できなかった場合を想定し、契約期間満了時(埋立
環境業務課 (p.170)	借用土地については、契約により市に優先的買取条項が付されているが、契約期間満了時(埋立完了時)以後の取り扱いが、明示さ	対応状況	完了時)までに、満了後の取扱いに ついて、賃貸人と合意形成を図り明 確にしていきます。 原状回復については、施設設置目
	1時) 以後の取り扱いが、明示されていない。		原状回復については、他設設直日 的から現実的ではないため、行わな

			T
	賃貸借が終了したときは、賃借 人に原状回復義務のあることが民 法で規定されている(民法第 621 条)。ただし、土地の賃貸借契約の 締結は、民法で原状回復義務が明 示される(令和元年4月)前に締結 されている。 廃棄物埋め立て完了時に、借用 地を埋立前に戻すことは現実的で はない。契約満了後の対応につい て契約満了時までに賃貸人と合意 形成し、明確にすべきである。		いことで合意形成を図ります。
契約管財課 (p.179)	第4年	措置	当該工事の保存文書(契約書類等)に、工事が2件に分かれた経過、理由を添付し、明らかにしました。 (経過、理由) 当初は、建物のみを解体する予定でしたが、外構の樹木等が支障となることがわかったため、先行して外構撤去工事を発注したものです。
博物館 (p.216)	おくことが望まれる。 第2-Ⅲ-2 (56) 松本市基幹博物館	対応状況	相手方とは、令和5年度上半期の 早い段階には一定の方向性を出せ

			La Selentino
	2) 事業用定期借地権設定		るよう協議を進めていくことを確
	松本市基幹博物館が建設されて		- 応じてなり。 - できるだけ速やかに安定的な形
	いる底地の面積 4,034.67 ㎡のう		で用地を使用し続けられるように
	ち 2,104.71 ㎡は借地であり、民間		するため、引き続き相手方と協議を
	企業2社と「事業用定期借地権設		進めます。
	定契約公正証書」を作成している。		2.70.70
	借地権の存続期間は協議による		
	延長の可能性はあるが、令和2年		
	4月1日から令和12年3月31日		
	までの満 10 年とされている。ま		
	た、賃貸借期間の満了、若しくは		
	解除等により本契約が終了したと		
	きは、賃貸人の承諾を得た場合を		
	除き、市の費用負担により土地を		
	原状回復して、賃貸人に返還しな		
	ければならないとされている。		
	松本市基幹博物館の移転目的、		
	事業規模が建物(主体工事・機械		
	工事・電気工事)の工事請負のみ		
	で 64 億円と多額となっているこ		
	とから継続して松本市基幹博物館		
	の運営をするために安定的な形で		
	底地が使用できることが重要であ		
	るとの認識のもと、市は底地の購		
	入又は新たな賃貸借契約の締結と		
	いう方法について、様々な可能性		
	を考慮しながら賃貸人との協議を		
	る不確実性を解消すべく、できる		
	だけ早い段階での解決が望まし		
	い。		
	第2-Ⅲ-2		検査調書の摘要欄に、特記事項と
	(12) 藤池水防器具置場		して原状回復せず、基礎コンクリー
	2) 検査調書への特記事項の記載		トを残していることを明記し、土地
			の現況を明確にします。
	松本市消防団第 26 分団第3部		
	倉庫解体撤去工事は、消防倉庫の		
	業務廃止に伴い、解体撤去して所		
	有者に土地を返還するために行わ		
消防防災課	れた。現地調査を行った際に、外		
(p. 72)	観(解体後)の写真にあるように、	対応状況	
(2.12)	同工事では借地の返還に当たり原		
	状回復しておらず、解体時の基礎		
	コンクリートを撤去し更地にする		
	ことなく、基礎コンクリートを残して、終口託		
	していることを確認して、後日所		
	有名の息内を確かのしいる音曲を 確認した。		
	唯応した。 しかし、検査調書には、竣工年月		
	日、出来高検査日、検査職員及び		
			I

	野 祝		
	監督職員等の記載と共に、摘要欄には「契約書、仕様書、その他関係書類に基づき検査したところとを選別をでいることをでいることをでいる。とあり、解体しているのでは、がある。検査調書には、摘りている。検査調書には、摘りている。検査調書には、摘りている。検査調書には、摘りている。では、がある。		
波田支所 (p. 49)	第2-Ⅲ-2 (5) 波田支所 2) 上高地線と施設の境界部分に 対する整備 上高地線と庁舎裏側の境界部分 一帯についた、雑草が生い状況が確認された。市への合併前までは、 住民の協力をしていたが、地では、 住民の協力をしていたが、地でいのか不市としていたが、地でいのかるため、状態となっています。 が来し、大きない状でもで、 のいかである。 は関連での。 は関連での。 は関連での。 は関連での。 は関連での。 は関連での。 は関連での。 は関連での。 は関連での。 は関連での。 は関連での。 はの。 はの。 はの。 はの。 はの。 はの。 はの。 はの。 はの。 は	対応状況	庁舎裏側(南側)の法面は、アルピコ交通の所有地であるため、市で法面整備を実施することはできません。市としては、適切な管理を実施するよう所有者に促します。 また、公図等を確認し、境界のでは、市の所有地に入り込むいてる雑草については、市職員において適宜刈取り等を実施し、市民の胃に見苦しく映ることのないよう環境整備に努めます。
こども育成課 (p.90)	第2-Ⅲ-2 (18) 松本青年の家 1) 建物所有権変更登記漏れ 島内 8958 番1の建物について、 長野県から譲受けしているが、現 在でも長野県が所有者として登記 されている。台帳と登記情報の確 認を定期的に行い、資産保全を確 実にする必要がある。	措置	建物登記の所有権移転については、不動産登記法第31条及び第3 3条に基づき、長野県文化財・生涯 学習課に依頼し、嘱託登記手続きを 行い、登記情報を修正しました。
学校教育課 (p.112)	第2-Ⅲ-2 (25) 旧五常小学校 2) グラウンド敷地内の赤線 グラウンド敷地内に赤線が通っている。道路としての明確な区画整理はされていない。近隣住民は、施設の反対側(笹沢橋方面)に往来の道がないため、校庭を自家用	対応状況	四賀村が松本市へ合併する前のことで詳細が不明です。総合戦略室が中心になり、関係する課が集まり検討していきます。 なお、学校法人インターナショナルスクールオブ長野とは、契約前に現状で貸出すということで合意を得ています。

	1		
	車等で通過して行き来している。 施設借用者である学校法人インターナショナルスクールオブ長野との市有財産賃貸借契約書には赤線についての規定は記載されていない。 近隣住民等が貸付敷地内の往来で事故等が発生した場合、その責任の所在が明らかでない。市に管理責任があるのであれば、市による道路整備が望まれる。 第2-Ⅲ-2 (25) 旧五常小学校		学校法人インターナショナルス クールオブ長野の管理する部分、教
学校教育課 (p.113)	4) 施設の適切な維持管理 貸付物件の管理は、契約により 借用人に善養務を養務がある ことがある。とから、借用人に適切な維持管理責任があるが、校舎周りの植栽、 校庭時に所入に適切ながある。 理責任があるが、校舎周りの植栽、 校庭時間がある。 では対している。 で理がある。 管理が適切にでいる。 でであるが、が望まれる。 は、分であるが、が望まれる。 は、分であるが、が望まれる。 は、分であるが、が望まれる。 は、分であるが、ないの施にには、よるがのからであるが、が望まれる。 は、分であるが、ないのである。 は、ないのであるが、ないなどである。 は、ないのであるが、ないなどである。 は、ないのであるである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのである。	対応状況	育委員会の管理する部分がそれぞれあるため、定期的に現地を確認し、互いにきちんと管理するよう努めてまいります。 また、不必要な工作物等は、関係者に聞き取りを行い、解体撤去も視野に入れ、管理を検討していきます。
学校教育課 (p.113)	第2-Ⅲ-2 (25) 旧五常小学校 5) 体育館施設の管理体制 動地内にある体育館は、施錠管理をが、るが、あるが、ある学校人才でを 動地ではいたが、ある学校人才でを 事されてはいるである。本でもまる。 をでするればは、のではよるでであれば、では、のでは、のでは、のでででででででででででででででででででででででででで	措置	学校法人インターナショナルス クールオブ長野に管理を委託りているわけではなく、消防署の指導させているわけではならないため、消防署させかのトラブルで建物内に入らざしてからが場合を想定し、鍵を渡し、校舎のです(総合防災盤は、校舎のです(総合防災盤はが、関室に設置)。 施設管理の義務、責任が明確で時のことを考慮すると体育館にかとの意見ではありますが、同一番近いところに鍵があったほうがと解釈しています。

	ことも検討すべきである。		
学校教育課 (p.117)	第2-Ⅲ-2 (26) 浅間荘 2) 施設の現況管理 動地内に別棟で倉庫が設置されている。この倉庫の施錠管理は、教員住宅管理の所管課によが、萬た、教員住宅とと変がし、ある。また、窓ガラスはでしてである。は、公有財産とができる。 個別施設計の屋外倉庫は、公有財産とといるできる。 個別施設計の屋外倉庫は、公司をとといるできる。 個別施設計である。とされているできる。 を登録しているできるととといるできる。 の屋外倉庫はある。とされているできる。 ではなっての維持管理方法を再検討すべきである。	対応状況	敷地内の倉庫については、長期間 にわたり人の出入りがない状態で あり、中の保管物も放置されている ため、不適切な管理状態であると考 えます。令和5年6月現在、窓ガラ スの修繕は完了しており、中の保管 物については担当課と相談の上、撤 去の作業を進めています。個別施設 計画についても改めて内容を検討 し、倉庫の管理を適切に行ってまい ります。
学校教育課 (p.117)	第2-Ⅲ-2 (26) 浅田一里 敷地の管理 敷地ではしている。 一型ではいる。 一型ではいる。 一型ではいがあれる。 一型ではいる。 一型ではいる。 一型ではいる。 一型ではいる。 一型ではいる。 一型ではいる。 一型ではいる。 一型ではいる。 一型ではいる。 一型ではいる。 一型ではいる。 のいるでは、 のいるでは、 ののでは、 の	対応状況	当該土地の市所有地の範囲が明確になっていないため、令和6年度に用地測量業務を実施し、隣接地の所有者と境界の位置について協議を進めます。
契約管財課 (p.202)	第2-Ⅲ-2 (53) 旧梓診療所 3) 賃貸地への建物の建設 普通借地権で借りた土地に借主 が建物を建設した場合、賃貸借契 約満了時に地主は契約の更新を拒 むことは原則としてできない(借	措置	当該施設については、旧梓川村当 時のものであり、地域医療の確保を 重視した結果ととらえております。 しかし、ご指摘のとおりであるこ とは否めず、新規の建物貸し付けに ついては、借地借家法に基づく定期 借地権契約とするよう財産貸付事 務取扱要領に定めています。

	地借家法第5条)。この借地権は、 その登記がなくても借主が増築 (建設)した建物が登記されてる。 ときはその権利を主張で多)。 ととされている(同法第10条)。 旧診療的には、するととされている(同貨中には、する)。 日診療を許可能性を閉ざの日 ととするのとのでは、 のたのでは、 のたのでは、 のたのでは、 のので、 のので		また、事業用定期借地権契約の締結の手法についても整理しましたので、今後は財産貸付事務取扱要領に基づき対応することを基本とします。
契約管財課 (p.206)	第2-Ⅲ-2 (54) 旧入山分校 1) 施設の安全管理 当施設は、長年利用されていないこと、東道から離れた場所にあることから、解体もされず、改修もされず、改修もされずに自然に任せ朽ちるのを待っている状況である。一般人の施設内の出入りも自由にできる状態にあることがら、安全管理を意とが必要である。	対応状況	ご指摘いただいた内容を踏まえ、現地の在り方について検討します。
契約管財課 文化財課 (p. 206)	第2-Ⅲ-2 (54) 旧入山分校 2) 施設管理の在り方 野麦街道沿いの旧入山宿は、国産 関大市、地域からも歴史文化、遺産 として認識されている。 市は、旧入山分校は、当該歴史遺産に含まれていながものとしている。以外では、の表記の表記が指定で表記の表記が指定で表記が指定である。 県及び地域が指定である。 場では、文化財がよる。 当施設は、対は、大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大	対応状況	【文化財課】 山間部にも多くの児童がいたことを示すとともに、あまねく教育の場を提供していたことを示す貴重な建物であると認識しているため、建物調査を実施します。 【契約管財課】 文化財課の方針を尊重しますが、建物保存の必要性がないと判断された場合、将来的には解体も視野に入れながら検討を進めます。

	また、「学都」松本を標榜する、 市歴中文化基本構想におきる」 「すれるとというの機会の理念を」という明治には、 では、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では		
	を合わせ、適切な財産管理を行う ことが望まれる。		
美術館 (p.210)	第2-Ⅲ-2 (55) 松本市美術館 5) 美術品の保険 外部から借用する美術品以外の 美術品に保険がかけられていない。重要な美術品について保険による担保が必要でないか検討が望まれる。	措置	美術品の保険は、館外で展示を行う際は保険を付しており、外部に貸出す際は、貸出先において保険が付されることを条件としています。耐火、耐震、防犯設備を整えた施設で安全であるため、館内で所蔵、展示する作品に保険は付していません。 全作品に保険を担保した場合、保険料が高額になることから、万が一破損があった場合は修復費による対応をすることを想定しております。
文化財課 (p. 221)	第2-Ⅲ-3 (2) 松田屋 1) 維持管理の方向性 市所有の文化財(建造物)は、17 施設あるが、当施設は文化財等の 指定を受けていない唯一の建造物である。 文化財として扱うということは、後世に残すための維持管理を行うことが求められる。文化財に発すが明確にされていまま、施設の今後の方向性、保全対策が明確にされていない。 当施設の位置づけを明確にするとともに、文化財として保全の必要な施設を明確にできるルール作りが望まれる。	対応状況	松本市公共施設再配置計画における第一次計画内容(2018~2025年度)において、松田屋については「文化財的価値の明確化と運営方法検討」に取り組むこととしています。2017年度に有識者とともに予備的な視察調査を行い、調査計画を検討していたものの、豪雨によるアクセス道被災のため事業が中断していました。2022年度にアクセス道が再開したので、改めて調査計画を検討・実施し、調査結果等に基づいて今後の施設や運営のあり方を検討してまいります。

	http://www.c		A CALLED AND A CAL
	第2-Ⅲ-3 (1) 旧役場庁舎 1) 維持管理の実施		当該施設は、市民が利用する場所でもあるため、ご指摘の点も踏まえ対応について検討します。
契約管財課 (p.219)	当施設の管理自体は、契約管財 課が所管であることから、隣接する波田支所では行っていない。正 面玄関ポーチの二階バルコニーを 支える柱の一部を見ると腐食が進 んでいる部分が確認された。また、 内部は改築して公民館として利用 されている。大正時代のと思われるが、大正時代の方向性と なっすりとしては希少なもの性とと 全管理を考える。耐震性への対応 を含めて安全管理への検討が望まれる。	対応状況	
文化財課 (p.221)	第2-III-3 (2) 松田屋 2) 維持管理の実施 当施設の管理自体は、年に数」 当施設が実施で理りないではないで保証がいいではでいるではでいるではは思いではでいる。 屋根なことからないを直ではがが外のとはは思いではでいる。 を見せれている。 を見せれている。 を見せれている。 を見せれている。 を見せれている。 を見せれている。 を見せれている。 を見せれている。 を見せれている。 を見せれている。 を見せれている。 を見せれている。 を見せれている。 を見せたのでは、あればののとは、のでは、のでは、のでは、のででは、のででは、のででは、のでは、のでは、のでは	対応状況	松本市公共施設再配置計画における第一次計画内容(2018~2025年度)において、松田屋については「文化財的価値の明確化と運営方法検討」に取り組むこととしています。施設や運営の在り方が明確になるまでの間、建物の本質的価値を損なわないよう、施設の清掃・点検確認・維持補修に努めてまいります。
消防防災課 (p.70, 75,80)	第2-Ⅲ-2 (11) 反町水防器具置場 (13) 取出水防器具置場 (15) 16 区消防車庫 * 物品の管理における定期的な チェックの必要性 物品の管理については、松本市	対応状況	年1回は消防団長(消防防災課)が建物及び物品の管理状況を確認していますが、再度チェック体制を徹底させるため、管理表を作成し、各分団で定期的に確認状況を把握できるようにすることで、より一層のチェック体制を構築します。

消防団事務手引に、「消防団長は総括、実務は各分団で行い責任をもって管理してください。」、「所管する物品は、常に良好な状態で使用できるよう管理してください。」と規定されている。

反町水防器具置場の物品の管理は第25分団に委ねており、現地調査では整理整頓されており整然としていた。一方、消防団長(消防防災課)は総括とされているが、物

品の管理状況を確認していない。 建物の管理及び物品の管理では、 チェックリスト等を作成して、定 期的に管理状況をチェックするこ